令和８年度第１回愛媛県宇和島構想区域地域医療構想調整会議
次　第

日時：　令和８年８月 27 日（木）
18：30～20：30
場所：　市立宇和島病院　２階講堂

１　開　会

２　議　事
（１）宇和島構想区域の現状について
ア　直近の病床機能報告の結果について
イ　構想区域の課題について
ウ　調整会議での合意形成事項について
● 救急医療維持のための協力
● 在宅医療・介護連携にかかる課題整理
（２）新たな地域医療構想について（県庁医療対策課）
（３）病床数適正化支援事業について
（４）地域医療介護総合確保基金事業について
（５）情報提供
ア　小児がん及びがんゲノム医療における都道府県拠点支援病院等の指定について（県庁健康増進課）
イ　今後の調整会議について

３　閉　会

＜配付資料一覧＞
出席者名簿
配席図
設置要綱
資料１　宇和島構想区域の現状について
資料２　新たな地域医療構想について
資料３　病床数適正化支援事業について
資料４　地域医療介護総合確保基金事業について
資料５　小児がん及びがんゲノム医療における都道府県拠点支援病院等の指定について
追加資料

愛媛県宇和島構想区域地域医療構想調整会議委員

令和８年５月12日現在
（任期：令和７年６月12日～令和９年６月11日）

所　属	団　体　等		役　職	氏　名	備　考
医師会	1	宇和島医師会	会長	清岡　博士	現地
	2	南宇和郡医師会	会長	伊藤　孝徳	現地
歯科医師会	3	宇和島歯科医師会	会長	岩村　浩年	現地
	4	北宇和歯科医師会	会長	藥師寺　廉二	WEB
	5	南宇和郡歯科医師会	会長	上原　左門	現地
薬剤師会	6	愛媛県薬剤師会宇和島支部	支部長	上田　千秋	現地
看護関係者	7	愛媛県看護協会	宇和島地区理事	梶原　優子	現地
介護関係者	8	南予地区老人福祉施設協議会	デイサービスセンター部会委員	幸田　康宏	現地
医療機関	9	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	院長	渡部　昌平	現地
	10	市立宇和島病院	院長	金子　政彦	現地
	11	医療法人徳洲会宇和島徳洲会病院	院長	児玉　亘弘	現地
	12	鬼北町立北宇和病院	院長	吉田　幸生	WEB
	13	旭川荘南愛媛病院	院長	岡部　健一	現地
	14	愛媛県立南宇和病院	院長	村上　晃司	現地
	15	宇和島市病院局	病院事業管理者	梶原　伸介	欠席
市　町 介護関係者 保険者	16	宇和島市	副市長	西本　能尚	現地
	17	松野町	副町長	八十島　温夫	現地
	18	鬼北町	副町長	松本　幸男	現地
	19	愛南町	副町長	木原　荘二	現地
保険者	20	全国健康保険協会愛媛支部	支部長	髙岡　浩	WEB
保健所	21	宇和島保健所	所長	竹内　豊	現地

地域医療構想アドバイザー

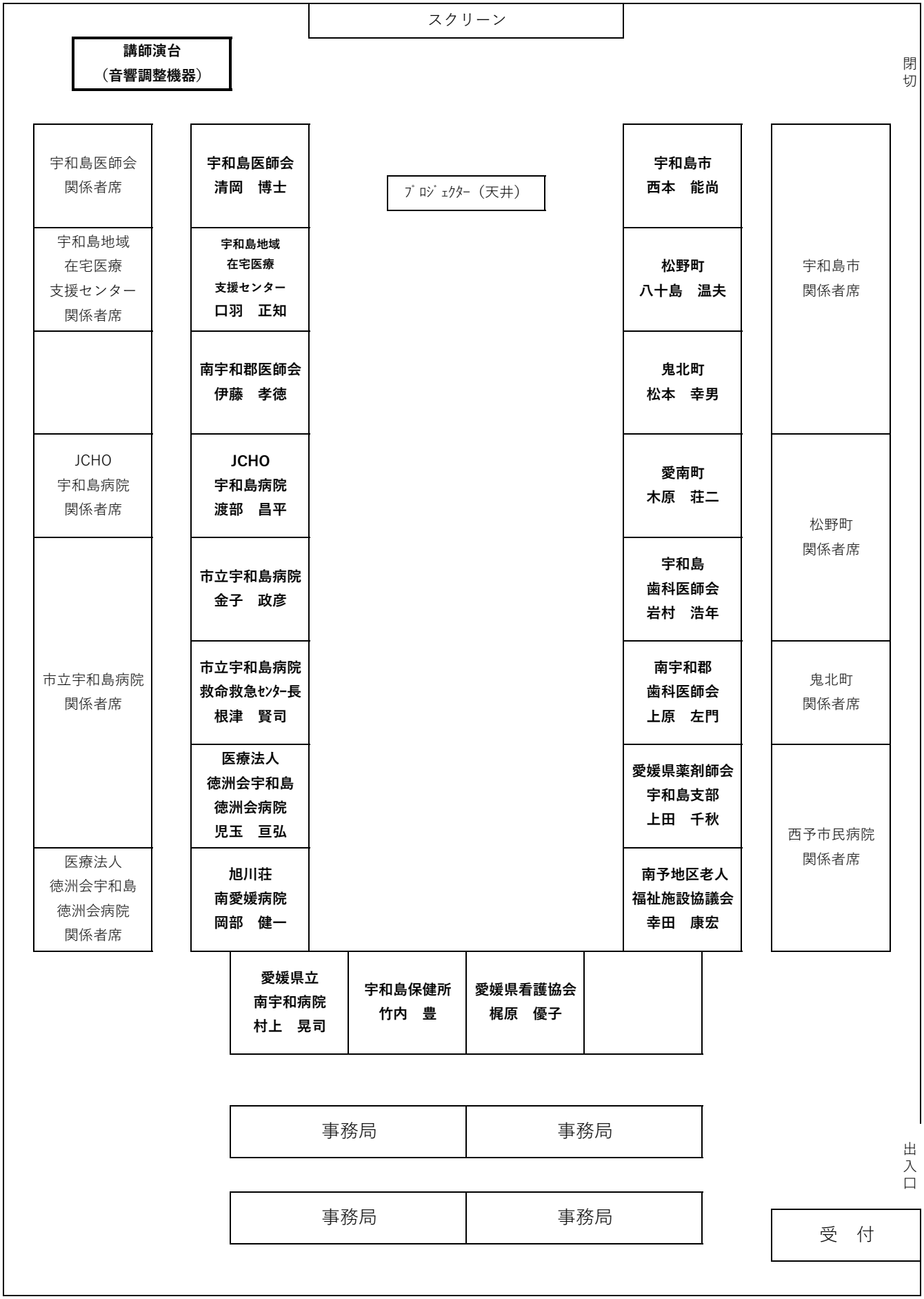
	22	久野内科	愛媛県医師会顧問	久野　梧郎	WEB
	23	上甲整形外科	愛媛県医師会常任理事	上甲　裕継	WEB

オブザーバー

	24	愛媛大学医学部附属病院	病院長	羽藤　直人	WEB
	25	愛媛県メディカルコントロール協議会	会長	佐藤　格夫	WEB
	26	市立宇和島病院	救命救急センター長	根津　賢司	現地
	27	宇和島地域在宅医療支援センター	センター長	口羽　正知	現地

令和８年度第１回愛媛県宇和島構想区域地域医療構想調整会議　配席図

日時：令和８年８月27日（木）　１８：３０～
場所：市立宇和島病院　２階講堂



愛媛県宇和島構想区域地域医療構想調整会議設置要綱

（設置）

第１条　宇和島構想区域の医療提供体制を確保することを目的に、宇和島構想区域における地域医療構想の策定及び実現に向けた関係者との協議及び調整等を行うため、愛媛県宇和島構想区域地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

（任務）

第２条　調整会議では、次に掲げる事項について協議及び調整等を行う。

(1) 地域医療構想の策定及び実現に関する事項

(2) 構想区域内における医療提供体制の課題に関する事項

(3) 医療計画に関する事項

(4) その他目的を達成するために必要な事項

（組織）

第３条　調整会議は、委員25人以内で組織し、委員は、各構想区域名において次に掲げる者のうちから愛媛県南予地方局長が委嘱し、又は任命する。

(1) 郡市医師会の代表者

(2) 歯科医師会の代表者

(3) 薬剤師会の代表者

(4) 看護関係者の代表者

(5) 介護関係者の代表者

(6) 医療機関の代表者

(7) 保険者の代表者

(8) 市町の代表者

(9) 宇和島保健所長

(10) その他議長が必要と認めた者

２　調整会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

３　議長は、調整会議を代表し、会務を総理する。

４　議長は、あらかじめ副議長を指名することとし、必要に応じて副議長がその職務を代行する。

（任期）

第４条　調整会議の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第５条　調整会議は、議長が必要の都度招集し、これを主宰する。

２　議長は、必要に応じて調整会議に委員以外の者を出席させることができる。

３　議長は、必要に応じてワーキンググループを設置し、意見を聴くことができる。

（代理出席）

第６条　委員は、やむを得ない事情により調整会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

２　代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。

３　第１項の代理者は、委員とみなす。

（事務局）

第７条　調整会議の事務局は、愛媛県宇和島保健所企画課に置く。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、愛媛県南予地方局長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成 27 年６月 12 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 28 年６月 28 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 29 年６月 19 日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年９月３日から施行する。